佐賀県告示第 176 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 11 条第 1 項の規定により、平成 28 年 3 月 19 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 28 年 3 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 失効する知事指定薬物の名称
 - (1) 化学名 2 { [ビス(4 フルオロフェニル)メチル] スルフィニル} アセトアミド(通称名: Bisfluoromodafinil) 及びその塩類
 - (2) 化学名 2 (4 フルオロフェニル) 3 メチルモルフォリン(通称名:4-FPM)及びその塩類
 - (3) 植物名 Mitragyna speciosa (通称名: Kratom)及びその近縁植物 (ただし、Mitragynine 又は 7a-Hydroxy-7H-mitragynine を含有するものに限る。)
 - (4) 化学名 (E) メチル=2 {(2S,3S,12bS) 3 エチル 8 メトキシ 1,2,3,4,6,7,12,12b オクタヒドロインドロ[2,3 a]キノリジン 2 イル} 3 メトキシアクリラート(通称名:Mitragynine)及びその塩類
 - (5) 化学名 (E) メチル=2 {(25,35,7a5,12b5)
 3 エチル 7a ヒドロキシ 8 メトキシ 1,2,3,4,6,7,7a,12b オクタヒドロインドロ[2,3 a]キノリジン 2 イル}
 3 メトキシアクリラート(通称名: 7a-Hydroxy-7H-mitragynine)及びその塩類
 - (6) 化学名 N (2 フェニルプロパン 2 イル) 1 [(テトラ ヒドロ 2 H ピラン 4 イル)メチル] 1 H インダゾール 3

カルボキサミド (通称名: CUMYL-THPINACA)

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。